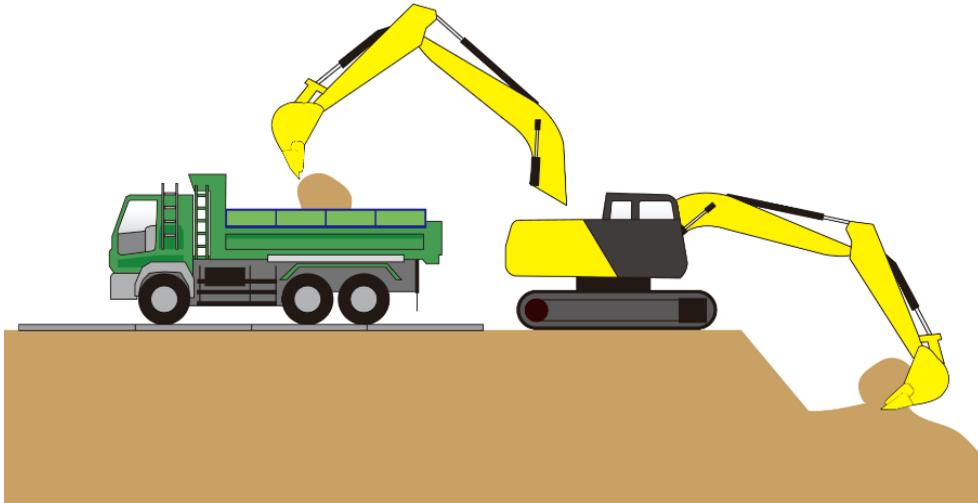


# 吉岡町

## 土砂等による埋立て等の規制に関する条例 (概要版)



- 有害な物質で汚染されている土砂等による埋立て等は、県条例で禁止されています。
- 面積が $500\text{m}^2$ 以上 $3,000\text{m}^2$ 未満の埋立て等を行うときは、原則として町長の許可が必要です。

### ◇用語の意味

[土砂等] 土砂及び土砂に混入し又は付着したもの

[埋立て等] 土地の埋立て、盛土、その他の土砂等の堆積

[小規模特定事業] 土砂等による埋立て等を行う区域以外の場所から排出され、又は採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、その区域の面積が $500\text{m}^2$ 以上 $3,000\text{m}^2$ 未満であるもの

[県条例] 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例

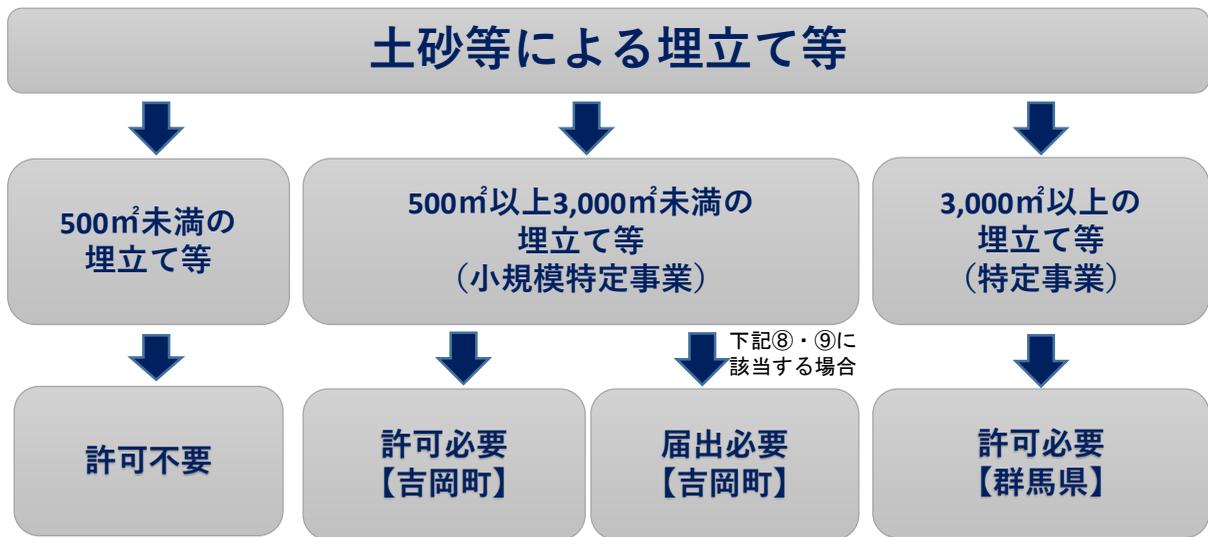
# 1 条例制定の背景

群馬県では、建設工事などで排出された土砂等による埋立て等について、有害物質の混入や堆積された土砂等の崩壊を抑制することを目的として「群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例」を制定し、3,000㎡以上の土砂等の埋立て等（特定事業）を行おうとする事業者は、原則として知事の許可を受けなければなりません。

吉岡町においても、県条例の規制が及ばない500㎡以上3,000㎡未満の埋立て事案に対応するため本条例を制定しました。

# 2 許可が必要な埋立て等とは？

面積が500㎡以上3,000㎡未満の土砂等による埋め立て等を行う場合、原則として町長の許可が必要となります。※例外規定があります。



※例外的に許可が不要なもの

- ①宅地造成その他事業の工程の一部において行う土砂等による埋立て等であって、当該事業を行う区域において、当該区域から排出され、又は採取された土砂等によるもの
  - ②国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土砂等による埋立て等（委託し、又は請け負わせて行うものを含む。）
  - ③他の法令又は条例の規定による許可その他の処分による埋立て等であって規則で定めるもの
  - ④この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等による埋立て等
  - ⑤非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等による埋立て等
  - ⑥運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う土砂等による埋立て等
  - ⑦主として自己の居住の用に供する住宅の建築のために行う土砂等による埋立て等
  - ⑧主として住宅の用に供する土地の開発のために行う土砂等による埋立て等
  - ⑨農地を改良するための客土であって、農地本来の機能を保全するための通常管理行為かつ周辺環境に及ぼす影響がない範囲で行う土砂等による埋立て等
- （⑧・⑨については、事前に届出を行った土砂等による埋立て等に限る）

### 3 小規模特定事業の手続の流れ

許可申請

所定の申請書に関係書類を添付して提出してください。

- ・新規の許可申請には**30,000円**の手数料、  
変更の許可申請には**20,000円**の手数料がかかります。

【法人申請の場合の主な添付書類】

- 位置図・見取図 ○法人の登記事項証明書
- 法人の役員の住民票の写し ○土地利用権限を証する書類
- 土地の証明書の承諾書 ○施行計画書
- 周辺地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画書
- 施工管理者の住民票の写し ○現況平面図、断面図、面積計算書
- 計画平面図、断面図、雨水排水計画図 ○予定容量計算書

審査

欠格事由に該当していないか、施工計画が技術上の基準に適合しているかなどを確認します。

許可

許可基準に適合しているときは、許可します。  
なお、生活環境保全・災害発生防止の見地から、許可に条件を付し、および条件を変更することがあります。

事業開始

事業開始後は以下の手続が必要です。

【標識の掲示】

公衆の見やすい場所に小規模特定事業である旨の標識を掲示する。

【土砂等の搬入の事前届出】

土砂等を搬入しようとするときは、①土砂等の排出場所ごとに、②規則で定める土砂等の量を超えるごとに、搬入しようとする10日前までに町長に届け出る。

届出には土砂等の排出元証明書および土壌検査証明書を添付する。

【車両の表示】

土砂等を搬入する車両には、その旨を表示し、又は表示させるよう努める。

【土壌検査・水質検査の実施】

6か月ごとに、又は搬入された土砂等の量が5,000m<sup>3</sup>を超えるごとに土壌検査を実施し、排水がある場合はその水質検査も実施し、検査実施後1か月以内に町等に結果を報告する。（検体試料の採取には町の職員が立ち会う。）

【変更許可申請・軽微変更届】

事業内容を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、変更許可を申請する。  
軽微な変更を行ったときは、14日以内に町長に届け出る。

事業完了

事業を完了し、または廃止したときは、10日以内に町長に届け出てください。町の担当者が調査し、施工計画の許可基準に適合しているかなどを確認し、その結果を通知します。

## 4 土砂等を排出する事業者の方へ

土壌の汚染を生じさせるおそれのある土砂等が拡散するのを防止するよう努めるとともに、排出する土砂等による埋立て等が適正に行われるように、埋立て等を行う事業者に協力してください。

## 5 土地の所有者の方へ

埋立て等を行う事業者に自分の土地を提供するときは、土壌の汚染や災害を生じさせるおそれがないことを十分確認した上で提供してください。また、埋立て等の状況を十分把握し、異常や不審な点に気づいたら、直ちに町に相談してください。

## 6 小規模特定事業の許可を取り消し

- 改善命令、事業停止命令または措置命令に違反した場合
- 偽りその他不正の手段により小規模特定事業の許可または変更許可を受けた場合
- 許可を受けた事業者が、暴力団関係者など欠格事由に該当した場合
- 小規模特定事業の内容を許可を受けずに変更した場合
- 搬入禁止命令に違反した場合

## 7 刑罰が科されることがあります

- 措置命令違反、無許可事業、無許可変更  
→2年以下の懲役または100万円以下の罰金
- 搬入禁止命令違反、改善命令違反、事業停止命令違反  
→1年以下の懲役または100万円以下の罰金
- 搬入事前届出義務違反、地位継承届出義務違反、帳簿記載義務違反、帳簿記載事項定期報告義務違反、土壌検査・水質検査結果報告義務違反、報告徴収応答義務違反、立入検査忌避  
→50万円以下の罰金
- 軽微変更届出義務違反、小規模特定事業完了等届出義務違反、書類等保存義務違反  
→30万円以下の罰金



【問い合わせ先及び申請・届出窓口】

吉岡町役場 住民課 住民環境室

〒370-3692 群馬県北群馬郡吉岡町下野田560番地

TEL：0279-26-2245(直通)

FAX：0279-54-8681